

令和2年4月20日

ご利用者及びご家族
関係事業所・登録ヘルパー 各位

社内の出勤体制について

いつも大変お世話になっております。コロナ禍の中、皆様如何お過ごしでしょうか。
弊社は皆様が健康に過ごされている事を願いながら各職員が業務を行っております。

さて、弊社では、国の緊急事態宣言を受け、先週より段階的に出勤体制を調整してまいりましたが、令和2年4月20日より、事業部ごとの出勤体制を調整し常勤職員に関しては直行直帰、テレワーク、リモートワークを活用し感染拡大への予防策として事業所に在住する職員を通常出勤の半数以下とする事と致しました。

なお、電話対応等可能な営業時間については少人数ではありますが通常通り対応できる体制となっております。

この出勤体制は5月6日までの緊急事態宣言期間（延長時は再検討とさせていただきます）までの各事業部の体制として行う事と致しました。

その為、ご利用者様へのサービスや訪問等で事業所内に常勤職員が不在な事や、連絡等の電話も留守電や転送等での対応となることも想定されます。

弊社では、この様なコロナ禍の状況下の中、皆様が安全安心に過ごしていただく事を考え、このような対応とさせて頂くことしました。

皆様には、ご不便やご迷惑をおかけする事もあるかと思いますが、何卒、ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

株式会社ナイスケア
代表取締役社長
徳永 泰行